

令和7年度

監査結果報告

(定期監査)

令和8年3月

庄原市監査委員

庄 監 第 67 号
令和 8 年 3 月 25 日

庄原市長 八谷 恭介 様

庄原市監査委員 星野 正嗣
同 横路 政之

令和 7 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同条第 14 項の規定により、改善措置を講じられた場合は、速やかに通知してください。

第1 監査の対象

令和6年度に執行された財務等に関する事務について、企画振興部の全課、総領支所地域振興室、総領診療所、農業委員会事務局、会計課を対象とし、次の事務の監査を実施した。

なお、監査に際し、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度に執行された事務も対象とした。

また、令和6年度の定期監査による指摘事項に対して、適正に措置が講じられているか監査を実施した。

【令和6年度事務執行分】

対象部署	監査実施事務
企画振興部 企画課	(1) 子どもたちと多世代の集いの場整備測量業務 (2) 子どもたちと多世代の集いの場駐車場設計業務
企画振興部 地域推進課	(1) 庄原いちばんづくり留学事業（お試し留学）実施業務 (2) 庄原いちばんづくり留学事業（お試し留学）参加者交通手配・支援業務 (3) 庄原いちばんづくり留学事業（お試し留学）体験プログラム実施支援業務 (4) 庄原いちばんづくり留学「留学インターン」実施支援業務 (5) 庄原いちばんづくり留学「留学」実施支援業務 (6) 庄原ファンクラブ事業支援業務
企画振興部 自治定住課	(1) しょうばら縁結び事業推進業務
企画振興部 農業振興課	(1) 経営所得安定対策推進事業補助金 (2) 中山間地域等直接支払交付金
企画振興部 林業振興課	(1) 有害鳥獣処理事業委託業務
企画振興部 商工観光課	(1) 帝釈峡まほろばの里コテージ敷地造成工事
総領支所 地域振興室	(1) 庄原市総領保育所指定管理事務
総領診療所	(1) 医療事務業務委託

【令和6年度に定期監査等を実施した結果、措置が必要とされた事務（令和5年度事務執行分など）】

対象部署	監査実施事務
環境建設部 建設課	(1) 市道蛭野線外道路除雪作業委託事務
環境建設部 環境政策課	(1) 焼却【主灰】運搬業務委託事務
環境建設部 都市整備課	(1) 庄原市木造住宅耐震診断及び耐震改修工事補助金事務
環境建設部 下水道課	(1) 山内西地区農業集落排水処理場運転管理及びマンホール場保守点検業務委託事務
東城支所 産業建設室	(1) 庄原市東城農産物加工施設指定管理業務事務

第2 監査の期間（事前調査を含む）

令和7年9月17日から令和8年3月24日まで

第3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課及び室等の財務に関する事務が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課及び室等から提出された関係書類を監査するとともに、関係職員への聴取により実施した。

第4 監査の結果

事務処理等は概ね適正に行われている。

監査結果は、次のとおりであるが、改善、検討を必要とするものについては、適切な措置を講じられたい。

なお、事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導を行ったことから記述は省略した。

【令和6年度事務執行分】

1 企画振興部農業振興課

中山間地域等直接支払交付金

交付金額の積算や活動内容の認定などは国の制度に沿って適正に行われていたが、国の交付要綱の改正に合わせてされるべき本市の交付金支払要綱の改正が行われていなかった。要綱の定期的な見直し等により、適正な事務処理を行われたい。

2 企画振興部林業振興課

有害鳥獣処理事業委託業務

委託料の前払いについて、その理由が明記されないまま契約締結されていた。起案時には根拠規定と理由を記載されたい。

3 総領支所地域振興室

庄原市総領保育所指定管理業務

指定管理料の精算にかかる納入通知書について、納期限が記載されていなかった。法令に基づいた適正な事務処理を行われたい。

4 総領診療所

医療事務業務委託

契約書に定められた請求書の提出期限及び委託料の支払期限が守られておらず、適切な事務処理が行われていなかった。契約内容と実際の事務処理との整合性を確認し、適正な対応を図られたい。

【令和6年度に定期監査等を実施した結果、措置が必要とされた事務(令和5年度事務執行分など)】
指摘事項なし

む す び

今回の定期監査では、企画振興部の全課、総領支所地域振興室、総領診療所、農業委員会事務局、会計課において令和6年度に執行された財務等に関する事務と、昨年度に実施した定期監査により措置を講じる必要があるとした事務の対応状況について監査を実施した。

昨年度の定期監査において指摘した事項については、全職員に対し内容が確実に伝わるよう対応され、関係部署においては概ね適正な事務改善が行われていると認められたところである。

一方、個々の監査結果には明記していないが、契約手続きに関する事務処理において、以下のような状況が確認された。

1. 予定価格について

業者から提出された参考見積を添付し、そのみをもって予定価格を決定しているものが見受けられた。

参考見積はあくまでも参考として活用すべきであり、担当部署においては参考見積金額の妥当性を検証したうえで予定価格を設定されたい。

2. 入札保証金及び契約保証金について

それぞれの保証金において、免除の根拠が起案文書に明記されておらず、各保証金の取り扱いに係る意思決定が明確でないまま免除されていた。

単に免除するとの事実だけでなく、その根拠規定と判断理由を明確に示されたい。

3. 随意契約について

随意契約とする理由や業者選定の理由が形式的になり、適正性の検証や客観的な裏付けが不足しているケースが複数あった。

地方公共団体の契約においては、一般競争入札が原則であり、随意契約は例外的な方法であることを改めて認識し、随意契約とする理由や業者選定の理由は、第三者に対して明確に説明できるものとされたい。

これらの課題は今回監査対象となった部署だけでなく、市行政組織全体に共通した課題であることを認識し、全職員が当事者意識を持ち、積極的に事務改善に取り組まれるよう要望するものである。

また、令和8年度には財務会計システムの電子決裁の運用が開始され、財務関連業務の効率化及びデジタル化の推進が図られることとなる。操作研修を継続的に実施するとともに、会計事務の誤りを未然に防ぐために財務会計システム上でのチェック機能を強化するなど、デジタル技術を活用したリスクの極小化に努められたい。

市政の信頼向上に向けて、この監査報告が活用され、より適切に事務事業が推進されることを期待するものである。